

奈 市 議 第 113 号

平 成 27 年 2 月 26 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様  
同 中 本 勝 様  
同 山 口 誠 様  
同 松 石 聖 一 様

奈良市議会議長 土 田 敏 朗

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 16 年度包括外部監査「補助金等に関する事務執行状況について」の結果に対する措置状況について

#### 第 4. 監査の結果および意見（個別事項）

##### 43. 政務調査費

##### (2) 監査の結果

##### ① 証憑の保管義務

（議会事務局）

##### 【監査結果】

上記のとおり、政務調査費にかかる会計帳簿および証憑（領収書等）の提出を議会に対し求めたが、提出を受けることができなかった。その理由は、条例に提出義務がないことや会派の異動などが理由である。議会が定める「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」では、「政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない」とされている。

会派の会計帳簿の整備状況および証拠書類の保管状況は不明であるが、会計帳簿や証拠書類を十分に整理したうえで収支報告書の作成が行われているかを検証するための手立てを講じる必要がある。

##### 【措置の内容】

従前は政務調査費（平成 24 年の地方自治法の一部改正により、名称が「政務活動費」に改められた。）の支出状況について、各会派から収支報告書のみの提出をもってその支出の検証を行っていましたが、平成 20 年 3 月の「奈良市議会政務調査費の交付に関する条例」の改正により、支出状況の報告時には収支報告書に加え、領収書等の支出に係る証拠書類の提出を平成 20 年度から義務付けることとしました。これにより、提出された収支報告書が証拠書類に基づき作成されているかを検証しています。